

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	東日本製菓技術専門学校
設置者名	学校法人 山崎学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・ 通信 制の 場合	実務経験のあ る教員等によ る授業科目の 単位数又は授 業時数	省令で定める 基準単位数又 は授業時数	配 置 困 難
衛生専門課程	製菓製パン本科	夜・ 通信	16	6	
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
		夜・ 通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	東日本製菓技術専門学校
設置者名	学校法人 山崎学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.c-p.ac.jp/seika/zaimu.pdf> の3ページ目

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	元 群馬県副知事	R7.5.29 から4年間	組織運営体制のチェック機能
非常勤	増田煉瓦（株） 代表取締役 社長	R7.5.29 から4年間	組織運営体制のチェック機能
非常勤	（株）レストランスワン	R7.5.29 から4年間	組織運営体制のチェック機能
（備考）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	東日本製菓技術専門学校
設置者名	学校法人 山崎学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 年2回開催されている教育課程編成委員会での編成方針を踏まえ、各教科担当教員が作成様式に則り、授業の方法、授業の概要、到達目標、各授業回の学習内容、成績評価の基準を策定し、教務部長、学校長が検閲をした後、当年度開始時にホームページ上に掲載する。 1. シラバス作成の基本方針 ① 学生の目線に立ってわかりやすい記述とする。 ② 学習の見通しが立てられるように具体的な記述とする。 ③ 授業計画を不断に見直し、適時その内容を反映する。 ④ 実務経験のある教員による授業科目については、実務経験やそれを授業にどう活かしているのかを明示すること。 2. シラバスの共通記載項目 ① 授業科目の基礎情報(科目名、授業時数、対象学年、必修/選択の別等) ② 担当教員(実務経験の有無) ③ 授業の概要 ④ 到達目標 ⑤ 授業の方法 ⑥ 成績評価の方法と基準 ⑦ 各コマにおける授業計画 ⑧ 使用教材	
授業計画書の公表方法	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成績を勘案して行い、6割以上の成績をもって合格とする。ただし、出席時数が規定する時数に達しない場合は、その科目について、評価を受けることができない。なお、不足の時数の生じる科目のある場合は、補講をもってこれを補うことができる。

点 数	評価	合 否
90点から100点	S	合格
80点から89点	A	合格
70点から79点	B	合格
60点から69点	C	合格
59点以下	D	不合格

(令和8年度生)

点 数	評価	合 否
85点から100点	A	合格
70点から84点	B	合格
60点から69点	C	合格
59点以下	D	不合格

(令和7年度生)

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

学習意欲の向上及び就学指導に資すること並びに「大学等における就学の支援に関する法律」による支援対象となる学生の認定要件の確認を目的に、学修成果を総合的に判断できる指標として、全授業科目の成績評価の合計点の平均を算出し、成績の分布状況、各学生の成績を相対的に把握し適切な指導にあたる。(令和7年度生対象)

試験の成績は、S・A・B・C・Dとし、S・A・B・Cを合格、Dを不合格とする。授業科目を履修した学生に対し、試験やその他本校が定める適切な方法により学習の成果を評価して、単位を与える。

2 前項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、GPAを用い、成績評価のうち、Sにつき4.0、Aにつき3.0、Bにつき2.0、Cにつき1.0、Dにつき0.0をそれぞれ評価点として与え、各授業の評価点に、その単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目の総単位数で除して算出する。(令和8年度生対象)

客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 教育目標に掲げる「製菓衛生師としての知識・技術を修得し資格取得をめざす。」「食文化を担うという自覚と誇りをもたせ、これからの時代にふさわしい“製菓衛生師マインド”を育成する。」「各国の食物等の基礎知識と基礎技術をしっかり身につけさせて、将来、実業界で十分適応できるような製菓・製パン技術者を育成する。」を修得し、本校の定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認める者には、卒業証書を授与する。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	東日本製菓技術専門学校
設置者名	学校法人 山崎学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
収支計算書又は損益計算書	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
財産目録	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
事業報告書	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
監事による監査報告（書）	https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名		学科名		専門士		高度専門士	
衛生		衛生専門課程		製菓製パン本科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数		開設している授業の種類					
				講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼	62 単位時間／単位		22 単位時間	5 単位時間	35 単位時間			
				単位時間／単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数		兼任教員数		総教員数	
240人		136人	1人	7人		15人		22人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 年2回開催されている教育課程編成委員会での編成方針を踏まえ、各教科担当教員が作成様式に則り、授業の方法、授業の概要、到達目標、各授業回の学習内容、成績評価の基準を策定し、教務部長、学校長が検閲をした後、当年度開始時にホームページ上に掲載する。

成績評価の基準・方法		
(概要)		
授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成績を勘案して行い、6割以上の成績をもって合格とする。ただし、出席時数が規定する時数に達しない場合は、その科目について、評価を受けることができない。なお、不足の時数の生じる科目のある場合は、補講をもってこれを補うことができる。		
点 数	評価	可否
90点から100点	S	合格
80点から89点	A	合格
70点から79点	B	合格
60点から69点	C	合格
59点以下	D	不合格
(令和8年度生)		
点 数	評価	可否
85点から100点	A	合格
70点から84点	B	合格
60点から69点	C	合格
59点以下	D	不合格
(令和7年度生)		

卒業・進級の認定基準	
(概要) 教育目標に掲げる「製菓衛生師としての知識・技術を修得し資格取得をめざす。」、「食文化を担うという自覚と誇りをもたせ、これからの時代にふさわしい“製菓衛生師マインド”を育成する。」、「各国の食物等の基礎知識と基礎技術をしっかり身につけさせて、将来、実業界で十分適応できるような製菓・製パン技術者を育成する。」を修得し、本校の定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。 2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認める者には、卒業証書を授与する。	
学修支援等	
(概要) ・クラス担任制によりきめ細やかな学生サポート、指導を実施。 ・毎月保護者宛に出席状況、今後の予定を送付。学期ごとに成績表の送付。 ・遠方の入学生に対し学園推奨アパートの紹介。 ・高崎駅、太田駅の2駅に毎日無料スクールバス運行。	

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
67人 (100%)	1人 (1.5%)	59人 (88.0%)	7人 (10.4%)
(主な就職、業界等) 製菓製パン店、ホテル、カフェ等			
(就職指導内容) 担任及び就職担当による履歴書作成指導、面接練習等			

(主な学修成果(資格・検定等)) 製菓衛生師免許、パティスリーラッピング、コーヒーインストラクター3級
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
137 人	11 人	8.0%
(中途退学の主な理由) 学校生活不適應、病気、進路変更、経済的理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任制による生徒指導と生活相談		

②学校単位の情報

a)「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考(任意記載事項)
製菓製パン本科	100,000 円	800,000 円	240,000 円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援(任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/		
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制）		
自己評価結果の客観性・透明性を高めるとともに、設置学科に関連する企業・団体、卒業生、保護者など、学校と密接に関係する者の理解促進を図り、継続した連携協力体制を確保するため、業界関係者、卒業生、保護者等学校関係者から規定に基づき選任した委員による「学校関係者評価委員会」を設置し「学校関係者評価」を実施する。当該委員会の委員の助言、意見などの評価結果を学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善への取組をホームページに掲載し広く社会へ公表する。 <評価委員会の構成> 企業・団体 2名、保護者 1名、卒業生 1名 <評価項目> 項目1 教育理念・目的・目標 項目2 教育課程、教育の実施、学修成果 項目3 学生の受け入れ、学生支援 項目4 教育実施組織・教員 項目5 教育環境 項目6 教育活動の基盤と改善・向上の取り組み		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
群馬県菓子工業組合 理事長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日(1年)	企業等委員
山崎学園父母の会 会長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日(1年)	保護者
山崎学園校友会 会長	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日(1年)	卒業生
有限会社ラムール 代表取締役	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日(1年)	企業等委員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.c-p.ac.jp/seika/about/data/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H110310000254
学校名（○○大学 等）	東日本製菓技術専門学校
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人山崎学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		38人（15）人	38人（14）人	41人（16）人
内 訳	第Ⅰ区分	16人	16人	
	（うち多子世帯）	（一）	（一）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	0人	0人	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（一）	0人	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				41人（16）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	—	—
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	—	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	0人	12人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	—	0人
計	人	—	12人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。